

# 第5回動物園条例検討部会

## 会 議 録

日 時：2020年6月16日（火）午前10時30分開会  
場 所：Web会議システム

## 1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆さま、おはようございます。円山動物園経営管理課長の佐々木でございます。これから第5回動物園条例検討部会を開催するにあたりまして、事務局からいくつかご案内をさせていただきます。

1点目、本日は前回残しました議題の3章円山動物園のみを確認したいと思っています。最長で1時間半の予定で、早ければ1時間程度で終了を予定しておりますので、途中休憩は無しでお願いしたいと思います。

2点目、会議資料についてでございます。資料は前回会議で使用しました資料3の条例に盛り込む内容案と検討ポイントを表にしたもの、こちらを中心に見ていただきたいと思います。

3点目です、本日は、初めてのMicrosoft Teamsを利用しますので、事務局も操作が若干不慣れな部分があるかもしれませんが、基本的な機能はSkypeと同じになっております。先ほど、ご案内いたしましたようにカメラやマイクのオン・オフをお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

4点目ですけれども、本日はマスコミの方にもご案内しておりまして、こちらにマスコミの方が傍聴されているということをご案内しておきます。

それでは、ここからは金子議長に議事進行をお願いしたいと思います。金子議長、よろしくお祈りいたします。

## 2. 議 事

○金子議長 皆さんおはようございます。ただいまから第5回動物園条例検討部会を開催いたします。本日の議題は、前回残しておりました第3章の円山動物園に盛り込む内容ということです。前回確認してきました1章、2章はまだ再整理しなければならないところが残っていますけれども、前回議論を踏まえまして円山動物園をどのように運営していくかということを規定する章になります。第1章、第2章を具体化しているか、というような観点で、過不足についてご議論いただきたいと思います。

前日も申しましたように、文言については別途また検討いただく、諸坂委員中心に条例の案文についてはご検討いただくような形になるかと思っておりますので、大きな方向性や項目について抜けがないかという点についてご議論いただければと思います。

それでは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） それでは事務局の方から説明させていただきます。資料は前回お配りした資料3の6ページ目になります。円山動物園の章ということで第3章になります。

まず、運営方針、実施計画の策定の項目になります。こちらは1項に総合的かつ計画的な運営を図るため運営方針を策定しなければならないということをして市長の責務として入れてあります。これは、現在の基本方針ビジョン2050の根拠規定ということにもなってきます。

続いて、2項ですが、この運営方針策定上考慮すべき点として、適切な計画期間を設定すること、野生動物や地球環境の実情、社会情勢の変化などを踏まえることを盛り込んでいます。

続いて3項には、必ず運営方針で明らかにすべき点として、当該期間の運営理念、重点取組項目及び推進方策、今後飼育展示する動物種に関する方針、これらを挙げております。

4項ですが、社会情勢等の変化に伴いまして計画内容を見直す必要が生じたときに、計画期間内であっても変更することができるということを盛り込んでいます。これは、現在のビジョンがまさに前の基本構想を刷新したわけですが、時代に合った内容、将来のことを見据えまして、運営方針を見直していかなければならないということを示す内容として盛り込んでいます。

5項は運営方針に基づく中期的かつ具体的な計画ということで、重点取組を進めるために具体的に何をするか定めるものと考えておりまして、現在のビジョン2050実施計画のことを指しております。

6項には必ず盛り込む項目として、重点取組項目に対応する実施事業の概要と取組指標、動物飼育・繁殖に関する年次計画、施設整備に関する年次計画、歳入及び歳出の見込み、これらを挙げております。以上が運営方針・実施計画の項目となります。

次の実施事業の項目ですが、これは当初盛り込むことを想定していましたが、円山動物園として考えたときに、すでに第2章で挙げました実施事業を基本的には円山動物園でも行うことには変わりがないというところで、具体の事業については運営方針や実施計画に定めることとなりますので、3章には実施事業の項目は規定する必要はないものと考えて、削除と書いております。

続いて動物福祉の向上の項目です。2章の各動物園水族館で定めることにしました動物福祉の規程、こちらを円山動物園でどのように定めるかを書く部分になりますけれども、1項については、動物福祉向上の取組を審議、改善を図るための機関を設置することを盛り込んでおります。例えば、円山動物園動物福祉委員会といったようなものが組織されるイメージになりますけれども、その委員会が動物福祉規程にどんなことを規定すべきか、またそれがちゃんと機能しているか、見直すところはどこか、などを常に最新の科学的知見に基づいて検討、検証することを想定しています。

2項ですが、その委員会がどのような構成メンバーでどのように運営されるかについては、市長が別に定めるという内容を盛り込んでいます。委員会の運営は市長が例えば規則ですとか、または要綱・要領など内規で定めることを想定しております。

3項ですが、動物福祉規程には、第2章で示された項目の他に動物福祉評価に関する事項、安楽殺に関する事項、動物福祉の調査研究に関する事項、これらを盛り込むことを書いています。動物福祉の評価は現在JAZAに加盟する園館は2023年までに自主評価を行うこととなっていますが、この評価を円山はどのような方法でどのくらいの頻度でチェックしていくか、などを明らかにすることになりますので、その点をちゃんと福祉規定に盛り込んでいくことを想定しての項目になります。

4項については、すでに昨年から実施しておりますけれども、円山動物園において動物福祉向上の重要性を認識し直して、動物福祉の勉強会などを実施する日として「動物福祉の日」を設定していましたので、これを条例の中にも規定してはどうかということで盛り込んでいます。

また、5項も同じく昨年7月から設定しているのですが、「安全点検強化の日」ということで、これは来園者や職員の安全点検ということもあるので、やや色合いが違うような項目にも見えますけれども、飼育動物の安全ということもありますので、動物福祉向上の項目に一旦盛り込ませていただきました。この辺についても、入れどころのご意見などいただければと思います。

続いて職員の項目です。1から3項については、職員自身が常に良好な動物福祉を確保するために飼育環境の維持向上に努めることと、利用者の安全安心を守っていくために努力することと、必要な知識技術の習得に努めること、これらを盛り込んでいます。4、5項については、市長の責任で行うこととして、第2章の人材の確保及び人材の育成に列挙しました動物園学や生態学等などの専門的知識を有する職員を配置することや職員の知識技術向上のための研修を実施することを盛り込んでいます。これらの人員、人材の確保、そして職員を育てていくことは部会でもこれまでご意見がありましたので、それらを意図する項目として盛り込んでいるところです。

最後の市民動物園会議の項目についてです。これは現在、札幌市の附属機関条例の中で設置規定がある市民動物園会議、これについて、動物園条例の方に位置づけを移したいと考えて、ここに設けた項目になります。1項で設置目的として本条例及び運営方針に基づいて実施されているかどうか審議するための機関として市民動物園会議を置くということが書いてありまして、2項以降がどのようなメンバーでどのように組織していくかといったことを書いた項目になっていて、これは一般的な附属機関の条例で書かれている内容となっています。

以上が、3章円山動物園の項目ですが、ここに一つ項目を追加してはどうかと思っております。前回検討部会で帝京科学大学の佐渡友先生に講義いただいた動物園を支える仕組みとして「基金」というお話をいただきました。今、画面の共有をしておりますが、「基金」という項目を追加してはどうかと考えております。

その内容ですが、「基金」ということで「生物多様性の保全、動物福祉の向上を目的とした動物の収集、これに付帯する事業、施設の拡充及び改善に要する経費に充てるため、別の条例で定めるところにより（仮称）円山動物園〇〇〇〇基金を設置する」と、市民動物園会議の次の項目に追加してはどうかと考えております。以上が3章の説明となります。

○金子議長 ありがとうございます。資料3の6ページと7ページになります。皆さん資料はよろしいですか。事務局から説明がありました通り、資料に項目ごとに書かれていますけれども、6ページから運営方針及び実施計画の策定、実施事業、動物福祉の向上、職員、市民動物園会議、それから最後に基金ということでご説明いただきました。議論の進め方ですけれども、項目ごとに皆様から意見をお伺いしたいと思いますけれども、動物福

社の向上については、少し重たい話もありますので、ここは項目を分けてご議論いただきたいと思います。

それでは、まず運営方針及び実施計画の策定について確認したいと思います。総合的かつ計画的な運営方針ということで現在のビジョン2050のことと、その運営方針に沿った中期的具体的な計画ということでビジョン2050の実施計画のことを策定するということでまとめてもらいました。それぞれに定める事柄も含めて内容について、運営方針及び実施計画の策定についてご議論いただきたいと思いますが、前回と同様に資料の中の検討ポイント、特に審議が必要な点について◎が書いてあります。この項目は空白になっていますが、これを踏まえてご議論ご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

○遠井委員 最後にお話ししたところで、3点確認ですけれども、まず期間ですが、ビジョン2050という実施計画があるとおっしゃったのですけれども、この条例案の中では運営方針と実施計画について期間の定めが書かれていない。別途定めるとか、他と関連付けるという趣旨かもしれませんが、透明性を高めるという観点からみれば、5年間とか、何年までとか、期間を含めたほうが良いと思いました。つまり、5年間の運営方針を作って、5年ごとに見直しをするのか、期間は20年までなのか、30年なのか、50年までとして、途中で変えるかもしれないというのでは、やや不安定な感じがあるので、明文で期間を入れたほうが良いと感じました。それから、実施計画には「中期」とありますが、中期があれば、長期は何か、と考えたとき、今ご説明いただいたようなビジョン2050は、条文からは出てこないの、これもわかりづらいと思いました。それから2050といえば、札幌市の生物多様性さっぽろビジョンも2050年を目標年度とした長期的指針としてあります。この条例は、基本条例的な意味合いにするという話もありましたので、条文ではなくコメントールでも結構ですけれども、これとも関連付けて期間の設定を定義する方が良いかなと思いました。

それから2点目です。「基本理念に従って」と書かれていますが、条例の基本理念は生物多様性の保全と動物福祉の両立と、諸坂委員のご検討で市民との協働が入るかどうかなの大枠だけですので、研究、教育方針は書かれていません。こちらは基本原則に含められているので、「基本理念及び基本原則に従って」とされた方が良いのではないかと思います。

3点目ですけれども、先ほどの期間と関連しますが、期間を明記した上で、行政計画を期間満了前に改定することは慣例としてよくあることではないかと思います。それを敢えて書くと、やや消極的な印象もあるので、通則とか慣例で認められていれば、4項で確認的に入れる必要はないのではないかと、思いました。

○金子議長 ありがとうございます。3点ご意見いただきましたけれども、こちらについて1点ずつ事務局からお願いできますか。

○事務局（森山調整担当係長） 期間に関しては5年だとか10年だとか記載することも考えはしたのですが、現在この基本方針ビジョン2050自体が、今からですと30年後を見据えた計画として策定しているという、これも踏まえまして、その都度適切な計画期間を設定

するというところでいいのではないかと考えての文言です。それを遠井委員のおっしゃるようにしっかりと計画的に5年スパン、10年スパンと明示する意義もあるかと思しますので、その辺は皆さまのご意見も頂戴して検討できればと思います。それから4項の計画期間内であっても変更できるという部分ですが、変更することができるという意味合いよりは、計画期間内であってもしっかりと見直していかないといけないということを残すために設けた意味合いがございます。ただ、運用の仕方として消極的に見えるようであれば、表現だとか、もしくはこの項目は設けないということも検討する必要があると思います。

基本理念に基本原則に則ることを追加することについては、ご指摘の通りだと思いますので、その方向で考えていければと思います。

○金子議長 ありがとうございます。事務局からのご説明では、期間についても、5年というような期間を設けることの方がいいのか、皆さまのご意見を伺いたいということですが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 期間内の見直しうんぬんについては、立法技術的な表現でクリアできると思うのですが、今の案は「変更することができる」と書かれているので、これだと変更しなくてもよいとネガティブな読み方もできるので、ここを「変更する。」という責務規定に変えて「基本見直す」という読み方しかできないようにすればいいかと思います。後は、遠井先生のご意見に賛成なので、意見はありません。

○金子議長 遠井委員の方からご意見あった3点目ですね、諸坂委員からのご意見では、変更についてはもう少し積極的な形で「変更する」と書くと。最初の期間について5年とかの形で明記するということについてはどうでしょうか。

ーチャットー

●異委員 期間の定めを設定するのは、賛成です。4の責務規定にすることについても賛成です。

○諸坂委員 そこはそういう形でもいいと思いますけれども、5年間見直さなくてもいいというネガティブな読み方もできてしまいますので、そこは考えようですがこのままでもいいかなという気がしなくもないです。数字を入れるか入れないかというところは条文上それほど意味はないかなという気がするのですが、感覚的な話ですけど。中期というと2、3年なんですよ、2020年度から2023年度くらいとか、そんな風なのを中期っていう言い方をするので、行政の世界の常識的なレベルでいえば2、3年おきには見直すという風な読み方をするので、中期を5年10年と読み替えるのはまず非常識になってきますので、これでいいかなと。逆に5年とってしまうと、5年間見直さなくていいというふうになっちゃう危険性もあるかなというところですけど。

○金子議長 事務局の案としては、適切な計画期間というのはどの程度のことを考えていたのですか。結構フレキシブルな感じですか。

○事務局（森山調整担当係長） 今だと30年という、そこに向けてやろうということで長期の場合もありますし、その後はおそらく時代の状況もみて10年ってこともあるのかなと



に書かれているような適切な期間設定とすべきなのか、についてはわかりません。

○金子議長 ありがとうございます。期間について他の皆さんいかがでしょうか。

○諸坂委員 私が懸念しているのは、数字を入れることによって数字が独り歩きして硬直化してしまうということです。今、遠井委員がおっしゃった前提っていうのは生物多様性っていう1年2年で変化が見られないような現象です。ところが行政のマネジメントの中での計画というと、ある程度もう行政の人間であれば3年で見直しが始まるとか5年で見直しの年度だということにはわかっていることなので、そうするといわゆる生物多様性のテーマで中期っていうのが20年だとか30年だとかっていう、それを前提にですね、この話をするっていうのは次元が違うのかなという気がしました。通常こういう風な書き方を制度設計上しますし、5年とか4年というと、やっぱり硬直化していくので、立法上はやらなくていいという意識の方が働く危機感の方が強いかなという気がするんですけども。数字は入れたければ入れてもいい、そんなにこだわるところでもないの、ここでそんなに時間を使う必要もないのかなという気もしますが、大した問題でもないの、入れたければ入れればいいんですがこれでも問題ない、目くじら立てるところじゃないなとちょっと印象としては思っています。

○金子議長 ありがとうございます。

○事務局（加藤園長）運営方針については、佐藤委員がおっしゃったように円山動物園の将来像を作っていくという意味でやっぱり長期スパンでなければいけないという意味で作っています。それは30年見直さないわけではなくて、毎年毎年どういう状況かを確認しながら必要に応じて見直していくということになると思う。実施計画については一般的に札幌市だけではないと思うんですけど、行政計画ってほしい5年スパンで、ただ首長の任期が4年なので、5年の計画を作って4年で見直すっていうのが一般的な作りになるっていうのが事実です。だから、そうしないと動物園だけの実施計画を作っても、市全体の計画に基づいていかないと実効性がないので、そこの改定のスパンは変わらないと思う。

○金子議長 ありがとうございます。これについては、この中で議論してもなかなか結論を得るっていうのは難しいかと思しますので、今の議論を踏まえまして、事務局の方でイメージがわくような形で文言を少し見直しを、検討してもらいたいということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。その時に、遠井委員からご指摘ありました生物多様性の条例の関係とか、他の市との実施計画なり条例との関係なんかも検討していただいて整理をしていただければなと思えます。2点目の基本原則の文言を入れるってことについては、委員の皆さまから異議がなければ、それをいれるっていうことで文言修正していただくということで、よろしいでしょうか。

ーチャットー

●黒鳥委員 はい、今の考えでいいです。

●伊勢委員 賛成です。

●遠井委員 はい。結構です。

●福井委員 賛成です。

（「はい」という声あり）

○金子議長 それでは、次の実施事業に移りたいと思いますけれども、実施事業につきましては、第2章の実施事業に基づきまして、第3章の運営方針、実施計画の中で具体的に策定することになるということの重複をさげ、不要な項目としたとの説明がありましたが、ここのところは不要であるというところで削除するということですのでけれども、こちらについてはいかがでしょうか？

○諸坂委員 基本的に削除って、今、2章を全部読み直したんですけども、具体的に私の頭の中でこれだっていうのがないのですが、第2章というのは、いわゆる札幌市内の動物取扱業が実践すべきことっていう一般論が書かれていて、円山動物園としてはこれにプラスアルファという追加項目はないのかと思いました。第3章の円山の実施事業として、「前章の実施事業に加えて、円山動物園は、以下の事項を行うものとする」という形で追加事項をいれる可能性はあるのではないかと思います。この辺りは福井委員とか動物関係者の小菅委員とか黒鳥委員とか、円山としては、これも追加的にやらなければいけないというのがあればそれを入れるべきかなと思います。すなわち上乘せ規制的な事項があればよいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○金子議長 ありがとうございます。諸坂委員から、追加項目的な形で入れたらいいのではないかという意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

○諸坂委員 2章の方を皆さんでもう一度読み直していただいて、例えば、福井委員がずっとおっしゃっているようなセンスオブワンダーという部分はどこから読み取れるのかというと、実施事業の第6号、気づく感性を養いというところですが、付け加えるところはないですかね。

○金子議長 福井委員、いかがですか。

○福井委員 生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること、まさにたぶん意外と動物園の四つの役割といわれている役割から、教育に関係してくるんですけども、レイチェル・カーソンさんが言っているように自然から子どもが学んでいく、五感を使って感じるということが知識で大人が教え込むよりも、自分で気づく感じる感性から興味につながって、驚いて、それが知的な好奇心を刺激して学びにつながる、そして行動選択につながっていくことが、実は自然から受ける学びの部分で一番大事なんだと言われています。動物園の動物を見た時も必ず同じものがあると考えられていて、展示だとか飼育技術者の方から何か伝えるメッセージっていうのも大事ですけども、目の前に、動物を前にしたときに、自分で見て、においや音や感性で感じるもの自体が、本当に人間というのはどういう生きものなのかというところを、まず人間で何なのかってことから人間性の再創造にもつながりますし、学びや行動して守っていききたいところにも繋がっていくと思いますので、こういう文言が6に入っていることは大事なことだと思います。これがこの6に書いてあれば、円山動物園の方でこれに準じた形で実践していくということではないかと思います。以上です。

○金子議長 福井委員の意見としては、円山動物園の実施事業については追加的なものは特に入れなくてもよいということですか。

○福井委員 この一般的な動物園水族館のところ、特に円山動物園が新たに追加するものがなければいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○金子議長 今佐藤委員から手が挙がっていますので、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 1点質問なんですが、前に福井委員がおっしゃっていた専任の獣医を置くということについて、2章を読む限りは頑張ろうねというところで終わっているのですよね。そのへんを、例えば3章でこの項目に該当するかどうかわかりませんが、条例で専任の獣医を置くということを入れる予定はあるのでしょうか。

○金子議長 職員のところでその辺の議論をしなければいけないかなと思っています。です、次のページの職員というところですね、そのところでどういう組織をしていくかということについては明文化することになるかなという風には思っています。佐藤委員いいでしょうか。

この実施事業のところ、円山動物園として書くべきかどうかということについてはいかがでしょうか。小菅委員どうぞ。

○小菅委員 この項のところで、動物園がこれをやるべきだという他に、円山がこれをやるべきだということについては、特段ないと思う。ただ、どのくらいの厚みでやっていくかということに関しては、円山動物園はかなり強く意識してやっていくということではないか、そういうことについては書きようがないと思うんですけど。項目の数としてはこれで僕はいいと思うんですけど、諸坂委員その辺どうなんですかね。

○諸坂委員 今小菅委員がおっしゃった点なんですけど、どのようにやるか何をやるかの部分については網羅的に書かれていて、どのようにやるかっていう部分については、条例の下部規範たる「施行規則」とか「ガイドライン」という形で規定すればよい。この部分は、円山動物園の実際上のマネジメントの話になってきますから、それは条例に書かない方がよい。議会が決めることではなくて、専門家が決めることなので、議会が決める条例にはそれは書かない方がいいと思います。今一度第2章を読み直して思った感想ですけど、円山以外の市内の動物取扱事業に対しては、要求レベルが高すぎるんじゃないかと思いました。いわゆる円山動物園がこれをやりますってことだったら、すごいなと思いますけれども、一般の動物園がこれをやるんだということになりますと、札幌市の動物園はレベルが高いんだなと思って、むしろ第2章のところで第1種動物取扱業、特に展示業の動物業者さんは最低限これをやりなさいという部分を書いておいて、抜けたところを第3章の円山動物園は第2章に加えてこれもやりますって書いた方が座りがいいかなと、感想ですが思ったところなんですけれども。それとも札幌市は動物園たるものこれを全部やるんだという風に言わしめるかですよね。それも責務規定になっているので、努力規定は一つもないのでちょっとハードルが高い、努力規定は人材育成のところだけですよ。あと、逆に、情報共有が努力規定でいいのかというのはちょっと考えないといけないんですけど、情報共有は当たり前前に責務規定にしてもいいのではないかと思いますけど。いずれ

にしても、2章のボリュームが大きすぎるのではないかと思ったのですが、どうでしょうね。話が前後しちゃうかな。

ーチャットー

●遠井委員 実施計画に、第2章の実施事業に従って、などの文言を追加して、その趣旨を踏まえた具体的計画とする、とすることも可能ではないでしょうか？

●伊勢委員 第2章の記載内容で網羅されていると思います。

○金子議長 ありがとうございます。遠井委員からもチャットで少し入っています、遠井委員いかがでしょうか。

○遠井委員 中身についてはご専門の方に伺わないとわからないのですが、今お話を聞いているとエッセンスに戻りますけど、第2章はエッセンスなので、これをそのまま追加をするということではなくて、「趣旨に従って」という文言を先ほどの実施計画のところに追加して、具体的にどんなことをすればいいのかは実施計画に定めればよいのではないかと、思いました。今諸坂委員のおっしゃった2章のところを格下げして、こちらに盛り込むかということは、新しい要素なので、そうなるもまた一から組み立てをしなければいけないので皆さんのコンセンサスがどうなるかなと思うので、今すぐの意見はありません。そうすると理念法的な意味合いを無くして、地に足のついた法に移行するのかどうかという点で、条例の趣旨が変わってくるので、皆さんのご意見を踏まえてもう一度考えた方がよいかと思います。私見では、そこまで下げるのは正直ちょっと大変かなと思いましたが、確かに、取組自体は努力規定ではありませんが、行為基準自体に幅があるので、理念としてこれを掲げ、ここまでやらないとだめだという裁判基準的な意味合いではないので、高めに設定しても良いのではないかと思います。

ーチャットー

●黒鳥委員 第2章はちょっと高いですがそのままでいいと思います

●巽委員 私も2章はそのままでもいいと思います。高くあれ！

●伊勢委員 札幌市の動物園水族館はこうだということなので、これでいいと思います。

○金子議長 ありがとうございます。加藤園長。

○事務局（加藤園長）ここの2章の規定は第1種取扱業全部に関わるのではなくて、第1章の動物園水族館の規定に合致する施設だけに関わる場所なので、これぐらいの中身を求めているのではないかと思います。

○福井委員 自分も加藤園長のご意見に賛成で、そもそもこの物園条例を作る時には、某希少種を含む貴重な地球上の生きものの見せ方だとか取扱い方があまりにも動物福祉上も倫理的にも問題があるというところも、質の高いアニマルウエルフェアや動物の見せ方、動物観の醸成を目的にして作られていく背景がありますので、この間もコロナ禍の中で某当該動物園がクラウドファンディングで困っている動物たちのご飯代とかを、結構テレビで見ましたけど、動物にお絵かきをさせたりとか、いろんな動物に無理に擬人的な行動

をさせて、それを相手にみせてリターンとして市民に渡しうるということもやってたりしたんで、国際的な動向を踏まえてっていう動物管理法の改正もありますので、日本人がこのままこういう動物観で貴重な地球上の動物を扱っていると、世界的にも孤立してしまう恐れもありますし、やはり世界的な潮流に合わせてアニマルウエルフェアの部分は高く設定して、これぐらいの高い意識を札幌から発信して、日本全体のモデルケースを目指すというのが、最初の動物園条例の動物ファーストの考え方だと思います。

○諸坂委員 わかりました。今日は私は遅刻はするわ。意識は低いわ。反省します。皆さんのおっしゃる通りです。先ほどの発言は全て撤回します。これでいきましょう。

ーチャットー

●福井委員 札幌からわが国を変えて行きましょう！

●諸坂委員 はい。了解です。

○金子議長 とんでもないです。素晴らしい有意義なご意見かと思っておりますので、今日この会議の場でこうしようという形で決定するというのではなくて、いただいたご意見を基にもう一回事務局の方で再整理していただいて、方向性は出てきているかなと思っておりますので、そういう形を整理していただいて事務局の方から提示していただくということによってよろしいでしょうか。

実は大物がまだ残っていますので、次へ行きたいと思っておりますがよろしいですか。続いて、動物福祉の向上についてですけれども、こちらの方は少し項目も多いですので、第2章で動物福祉の規程を定めるということにして、円山動物園の規定については、まず1項に規程を策定したり、取組を審議する機関を設置すると、2項にその機関の運営については市長が別に定めるということが書かれています。これは結構重たいところかなと思っておりますので、まず1項、2項についてご意見いただければと思います。これについてはいかがでしょうか。

○福井委員 分けて考えてということですが、後々出てくる結構重いテーマの動物福祉に関する中でも動物の健康管理だとか安楽死に関してだとか、人材の重要性、専門性などにも全て関連してくるところことだと思いますので、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。今後アニマルウエルフェアにしっかりと思いをもって、質の高い水準のアニマルウエルフェアと動物の健康管理を進めていく上では、やはり高い志と国際的な動向を合わせた科学的な視点、それに基づいて実践する専門職が全て関連してくると思います。閉塞的な一つの施設で貴重な動物たちの健康管理や安楽死に伴う重要な決定事項を適切に科学的に評価していく上では外部の専門家を交えたセカンドオピニオンというものがとても重要だと考えます。安楽死に関してもオランダとかベルギーとか人でも認められている国もあるような状況で、どんどん国際的にも安楽死、尊厳死を求める国っていうのは増えてきています。一方で、日本というのは死生観、あるいは動物観、自然観が欧米とは異なるから、日本は独自の安楽死観とか死生観に基づいて動物の扱いをしていくという考えも一方で容認されるべきだと思いますが、ただやはりここで注意しなければならないのは、動

物管理法の改正にもあるように、国際的な動向を注視しながらということも入ってきましたし、あとはやはり科学的という言葉はたびたび重要なキーワードってことにもなりますので、主義主張で日本人の動物観はこうだからこのままでいいんじゃないか、ということではなくて、やはり動物が本来もともとそこで幸せに生きているのか、動物が適切に科学的にも安心した安定した状態にあるのかというのはやはりしっかりと評価していかなければならないと考えられますので、このあたりセカンドオピニオンを出せるような外部機関との査察だとか連携を含めた協働、安楽死をする際にも希少種であればしっかりとセカンドオピニオンを求めていく、科学的に評価するっていう視点も大事だと思います。このあたりなので、動物の福祉委員会というものを設置するとか、外部のセカンドオピニオンを交えながらとか、後は人材に関しても、今円山動物園の獣医師は衛生職ですので、今までお肉の検査をしていた人や温泉の温質の調査をしていた人だとか、全く違う分野の人がいきなり4月1日からトラやゾウの命を守ってくれと言われても土台無理ですし、その辺りは長い目で人材を育て、専門的にやりたいという思いの強い人間をしっかりと雇用して、札幌から動物の取扱いに対しての考え方自体を考えていく必要があるのではないかなと思います。そういう意味では、動物園条例の中で今言ったような要素を入れていくということとはとても重要だと思いますので、よろしくお願いします。

ーチャットー

●遠井委員 機関の名称は定めた方が良くと思います。

●伊勢委員 「委員会」の構成メンバーについて、事務局構想はお持ちなのでしょうか？

—————

○金子議長 ありがとうございます。基本的には組織、期間を設置することについては賛成ということですのでよろしいですね。遠井委員、伊勢委員からもコメントが入っていますのでお一人ずつお願いします、遠井委員からお願いします。

○遠井委員 私は形式的な話だけで、まず機関の名称は定めてあらかじめ入れたほうが良いのではないかと、というだけです。以上です。

○金子議長 ありがとうございます。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど福井委員もおっしゃっていましたが、外部から委員さんを招く、加わってもらうっていうのは賛成ですけど、事務局としてはどういうメンバーで構成していけばこれが成り立つかなという、構想案をお持ちなのかどうなのかお聞きしたいんですけど。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局からその点お答えしますが、現時点でははっきりとしたこれでいったらいいというものまでは固まっておりませんが、福井委員がおっしゃったように外部の委員を必ず入れて、動物園の園長をトップに委員会を組織するということで、イメージとしてはもっておりました。それをこれから具体的に詰めないといけないなと思っております。

○伊勢委員 ありがとうございます。

○諸坂委員 委員のつくり方ですけども、イメージとして地方自治法に監査委員という

制度があるのですが、監査委員って今は外部監査っていう制度もあるんですよ。要するに内部監査と外部監査という二つあって、何が言いたいかというと、円山動物園の中に委員会を作るというやり方もあるけれども、円山動物園が外の機関に調査依頼をするっていうスタイルでもいけると思うんですね。内部で委員会を作ることには反対しているわけではないですけど、内部で委員会を作るとどうしても委員の人选のレベルで硬直化していく危険性があると思うんです。事が動物園ってことになる、何百種類という動物がそこにおいて、例えば爬虫類の専門家が九州にいるとか、何とかトカゲの権威が岐阜大学にいるとか、そういう時に一つの委員会で動物園の動物のすべての福祉とか安楽殺ということを検討していくと確実にキャパシティオーバーになっていく。例えば、なんとかトカゲが苦しそうだ、安楽殺させるかどうかというタイミングの中で、何とか大学の何とか先生がトカゲの権威だからその先生に外部委託して判断仰ごうっていう風な形にしていくと、自治法上の外部監査委員の発想なんです。だから機関を設けることはいいんですけども、内部に設けるか外部委託を残すかってことは制度設計というところではちょっと重要なこと。ゴリラの権威は京都大学の山際先生とか、海外の大学のなんとかプロフェッサーとかっていうのもありなのかなって気がしていて、対象動物が一つ二つではないとなると、内部に委員会を作って北大のなんとか先生をいれても手に余るのではないかと、イメージだけをもって問題提起をさせていただきました。

○金子議長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。こちらでもここでどんな形にするかを決定することは難しいかと思っておりますので、まずこれは事務局に預けて検討いただきたいと思っています。すみません、時間の方がだいぶ押していますので、今日はまずご意見をいただくということを中心に進めさせていただきたいと思っています。次に3項、福井委員からも最初にご意見あったかと思っておりますけれども、福祉規定に定める内容につきましては、第2章に列挙した項目の他に3点を円山動物園に盛り込むという内容になっていますが、これに対してはいかがでしょうか

○金子議長 今3項に移るところですけども、まず先ほど手が挙がっていた佐藤委員からご意見をいただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 前回読んだ時に、1で定められた組織が市民動物園会議とどういう関係になるのかなと思ったんですが、これは全く別の組織という理解でよろしいんですね。

○事務局（森山調整担当係長） はい、そうです。違う組織です。

○佐藤委員 わかりました。7月25日が動物福祉の日っていう根拠は何なのでしょう。

○事務局（加藤園長） マレーグマのウッチーが死んだ日です。マレーグマのウッチーを間違った飼育管理で死なせてしまった日です。

○佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○金子議長 ありがとうございます。それでは、3のところ移ってよろしいでしょうか。ここのところのご意見、3点を円山動物園では盛り込むということになっていますけれども、こちらの方でご意見ありますでしょうか。

○福井委員 加藤園長がおっしゃった動物福祉の日がウッチーの日だということが、今心

にさらにググっとくるものがあるのですけれども、そもそものビジョン2050にしても、この動物園条例にしても、おそらく加藤園長が着任したり、小菅参与が円山に行ったりってことは全てこのウッチーの事例っていうのがシンボルなものになっていて、その一連の例えばキリンの過長蹄になって転倒して亡くなってしまったりとか、シマウマが移送の間にストレスで肺水腫で亡くなったとか、サルの麻酔事故で亡くなったとか、これ完全に動物管理上の特に獣医療がすごく深く関わっている問題であることに着目すべきだと思います。それでウッチーは結局適切な獣医療を受けられずに、適切な飼育管理上の判断を受けられずに、虐待という形でネグレクトされたと、いうことで、今後動物愛護管理法が6月から新しく施行された中では、ネグレクトが入ってきましたので、いわばこの改正後にウッチーのような事例が起これば、もし外部の私のような人間がその事例を見たときに、動物虐待である、ネグレクトであるということを警察に通報しなくてはいけないという義務が生じてしまっているのです、獣医師にはネグレクトを虐待としてしっかりと世に指摘する義務が生じました。なので、こういう事象があること、再発があると看過できないことになってきます。そもそもこういったすごく低いレベルの話をしていること自体が私は問題だと考えていて、むしろ大事なことは今いる貴重な動物たちにどれだけウエルフェアに則した飼育環境を整えてあげるのか、人間並みに伴侶動物並みに適切な医療を希少な動物だからこそ提供して、しっかりと健康に管理してあげて、一生涯面倒をみていって、種の保存に貢献してもらおうのかというむしろ高いところを議論しなくてはいけないわけで、最低限のところは十分議論してきたと思いますので、しっかりと宣言を動物園条例の中に盛り込むのを皆さんにもサポートいただいて、特に諸坂委員や遠井委員には、こういう文言をいかに動物園条例の中に盛り込んで、後戻りはできないように前に進むということをしっかりと法令的な規定をするかっていうことを考えなくてはいけないのではないかと思います。

○金子議長 ありがとうございます。今、7月25日の動物福祉の日というところも話に出ましたので、4項のところになっているのですけれども、こちらも合わせて少しご意見をいただければと思います。小菅委員、いかがですか。

○小菅委員 これまでずっと福井委員の発言にもあったのですけれども、結局動物福祉のことが実践されているかどうかということを外で委託しようが内部でやろうが、それ以前の問題でそれこそ日常の業務の中でしっかりと達成できる体制かどうかということが一番重要なこと。それは人なんですよね。そこで動物飼育に関しては、専門員制度を作って、経験とか知識が蓄積されるシステムを作ったんですよ。ところが獣医療に関しては、そのシステムがまだ全然できていない。これは両側ですからね、飼育と獣医は。それはやっぱり専門獣医制度を作ることが結果的には良好な動物福祉の状態をずっと維持して、何かあった時にも対応できるというようになっていくと思うんです。そこのところをどうやってこの条例の中でそれを書き込んでいくかというのは、僕もとても重要なことだと思います。福井委員と同じ意見です。

○福井委員 ありがとうございます。

—チャット—

●遠井委員 動物福祉の評価について、JAZAの基準に言及されていましたが、わかりづらかったので、補足頂ければ幸いです。また、評価の具体的内容が不明確なので、動物福祉基準の実施評価、基準の見直しなど、任務を具体的に規定してはいかがでしょうか？

○金子議長 ありがとうございます。その他ご意見ある方いらっしゃいますか。遠井委員どうぞ。

○遠井委員 すみません、チャットにコメント書きましたけれども、あまり重要ではないかもしれませんが、補足的な話です。先ほどの皆さんの話に補足して、動物福祉の評価って書かれているところを、今の話を伺っても、きっちりとした業務の流れを確立するための土台にしたいということでしたので、それだと動物福祉の評価と書くだけでは何を求めているかわかりづらいと思いました。1点は質問ですけど、先ほどJAZAの基準に言及されていたのですが、どういう関係があるのかわかりづらかったので補足説明をいただけますか。もう1点は評価の具体的内容について、動物福祉基準の実施基準の評価とか、基準の見直しとか、もう少し具体的に評価業務の内容を分割して入れてしまった方が明確になるのではないかいと思いました。もちろん条文ではなくて、規程で書くのかなどの振り分けはあり得ると思いますけれども、現場の方は当然と思われている業務の流れを一応明文化しておくということが、先ほどからの話と連動するのかなと思いました。以上です。

○金子議長 ありがとうございます。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほどの評価に関する事で、事例としてJAZAの話を出しました。先ほどの話は、2023年までに各園館で評価というものができるようになりなさいということで、評価を完了しなさいという話がでていて、円山もそれに向けて今評価をどのようにやっていくかを検討している状況です。そういった取組みについてどのようにやっていくかというのをこの規定には必ず書きましょうということだったので、お話をしたところでした。遠井委員の言われた具体的にやることを載せていくというのは、一つ必要なと思いました。

○諸坂委員 遠井委員のご意見に賛成です。もう少し具体性をもって、チャットで書かれたように細かく書いた方が、園長さんが変わった後に認識の低い園長さんが来られるリスクも無くはないので、その時に条例でこういうことをやらなければいけないということが明記されていた方がいいと思いました。先ほど第2章のところでレベルの高い実施事業を計画して、第3章の円山動物園の部分を削除するっていう議論で、大方私も賛成ですけども、先ほど小菅委員がお話された専門獣医の必置性、必ず置くっていう意味で必置というのですけれども、第2章のところで人材の確保育成のところでは努める規定になっているんですね。これを円山動物園のところでは必置しなければいけないとすると、第3章が復活してくるのかなと思います。要するに、他の事業者さんは努める規定、円山動物園は必ず置かなければいけないという風にする、ということです。事務局の方にも確認したいのですけれども、動物専門員っていうのが現時点でもう採用されていると思うのですけれども、その根拠法は何になるのですか。根拠規定は。

○事務局（森山調整担当係長） 札幌市職員定数条例になると思います。

○諸坂委員 そちらの方の条例を根拠に人事を起こしているという形でこのままいくのであれば、それでもいいのですが、小菅委員のアイデアとして動物専門獣医を置くという話となったときに、同じく人事を起こす時にそっちの条例でいくのか、あるいはこの条例に動物専門員も入れるのか。その辺は札幌人事行政に絡んでくるので、ここだけの議論で済まないのですが。例えば、動物園条例の中で人材育成、第3章の中で円山動物園は動物専門員を何名置くとか、あるいは第2項で動物園に野生動物診療のできる人材を確保する、動物専門獣医を置くとか、そういう風な規定をおいてもいいかなと思いました。それが一つです。

今、動物福祉の規定を見てですね、第3項は動物園側に向いている話で、第4項でウッチーのことを忘れないという動物福祉の日っていうものを設定してそれが今度は来園者とか札幌市民に対してアウトプットしていくという話になってくると思うんですが、そうすると第4項の次、第5項として環境教育の話動物福祉の延長上の話で入れていくといいのではないかと思います。結局この7月25日が何の日なのかは一般の人は忘れていってしまうので、それはこういう日なんです、っていうことを外部に発信するという意味では、環境教育又はそれに結び付くレクリエーションに関する事項、円山動物園で動物を展示する意義とかを環境教育に絡めて、あるいは動物福祉の日とはどういうものかという発信も含めて、第4項に環境教育とかレクリエーションとかがっていう規定を入れる必要があるかなと思いました。

もう一つは、動物福祉っていうのが展示されている動物に対するものと同時に、この延長線上に域外保全とか域内保全という話が出てくるとするのならば、動物福祉の第何項かわかりませんが、域外保全の調査研究に関する事項というのを入れておいた方がいいか、それとも域外保全については別立てで福祉の後の条文で書くかというのが必要かと思います。散逸してますが、以上になります。

—チャット—

●異委員 もともと、人材の確保が努力規定なのは、なぜですか？

●伊勢委員 野生動物認定獣医…

○金子議長 ありがとうございます。異委員と伊勢委員からもコメントが入っていますが、異委員からいかがでしょうか。

○異委員 先ほど言われていた人材の確保が努力規定だから後でなんだかという、最初の方が努力規定になっているのはどうしてなのでしょう。

○金子議長 それは諸坂委員の話ですか。

○諸坂委員 第2章の人材の確保、人材育成の努力規定という部分は、円山動物園以外の札幌市内の動物園の規定になるので、人事行政ですよ、民間企業の人事について行政が介入するっていうのは民事不介入の原則があってできないです。要するに、私の会社でという人材を雇わなきゃいけないのかっていうのは、法律上決まっているものもあるので

すけれども、一般的にどういう人材をいれるかいけないかっていうのは社長さんが決める話で、何らかの理由がない以上行政が介入できないので、義務規定にしてしまうと義務規定違反に対してどうするんだという話になって、その人材が確保できなかった時にはどうするんだという話にもなってしまいますので、この辺りはトーンダウンせざるを得ないのかなと思います。むしろ円山動物園に関しては、襟を正すという観点から人材確保については義務規定にするっていうのは有りだと思います。動物専門員を必ず置かなければならないとか、伊勢委員がおっしゃった野生動物認定獣医という名前の機関を必ずおかなければならないとか、義務規定化して有りかな、円山に関しては有りかなと思います。

○異委員 有りというか、必ずそうしてもらいたいと思います。

○諸坂委員 そうすると、第3章の実施事業削除というところがもう一度復活してくる可能性があるかな。削除しているのを踏まえると、動物福祉の向上のところに専門員とかそういうのを入れてもいいかもしれません。遠井委員がおっしゃった職員の項目、職員だと売店の方も職員ですが、何か専門員というかも少しキャリアの人たちのことなので、どうですか職員になりますか、加藤園長。私からは以上です。

○事務局（加藤園長）社員か職員かといわれると職員ですよ。今の議論を踏まえると円山動物園のところにも人材育成とかっていう項目があってもいいのかもしれない。

○諸坂委員 そうですね。一つの考えとしては、札幌市の人事の条例から動物専門員を抜いてしまって、動物専門員はこっちの条例で設計する方がきれいかなと思いますけど、それは他の人事の方との調整が出てくるので、この委員会だけで決定できないという悩ましさがあるんですけれども。それができるのは、日本の行政組織の中では教育委員会だけだと思います。人事について市長部局から独立しているものは教育委員会だけなので、難しいんだろうなと思いつつも、フレキシブルに行政組織ってどんどんいろんな自治体が改革しているので札幌のトップがそれでいこうと、動物園だけが抜きん出ることとは可能かと思いつつも、以上です。

○金子議長 今、諸坂委員からもご指摘があった動物専門員の位置づけとか、次のところで議論になりますプロフェッショナルな獣医、専門職の獣医になりますね。組織のことに関わってきますので、福祉に関することに関しましては今ご意見いただいて、それを事務局の方で再整理していただく、その際には環境教育の問題ですとか域外保全域内保全の問題、調査研究の問題、こういうものを福祉の発展形といいますか、次の段階として問題をどこで整理するかという問題もあろうかと思いつつので、その辺も合わせて事務局に再整理をまたお願いします。再整理する宿題がいっぱいですけれども、よろしくをお願いします。伊勢委員から何かご意見がでてますので、伊勢委員をお願いします。

○伊勢委員 福井委員が専門ですけど、野生動物認定獣医を円山動物園として置くっていうのが非常に位置づけとして重要じゃないかと思いつつ。すぐというわけではないんですけど、そこを目指していくというのが重要で、飼育員も動物専門員という位置づけで専門員として飼育管理向上につなげますよっていう前例です。獣医師も野生動物認定獣医の資格がある人を置かないと高度な獣医療を得られない、ということは福祉の向上にもつ

ながないと思いますので、ぜひそういう設定をしていただければと思います。

○金子議長 ありがとうございます。次の職員にも大きく関わってくる問題だと思いますので、職員については、福井委員から再三専門職化ということについて提案されていますので、まずは福井委員の方からひと言お話いただければと思いますがいかがでしょうか。

○福井委員 ありがとうございます。皆さんの具体的な事例を紹介したいと思うのですが、札幌市円山動物園の現場の獣医から全国の動物園獣医師のアンダーグラウンドなメーリングリストがあるんですけどそちらの方に、とある動物の治療とか麻酔方法などについて技術的な質問があったんですね。その内容を見ていくと一応セカンドオピニオンを求めるといふことの重要性和と広く意見を求めることの現場の大事な観点があります。むしろそういう観点が無ければ、ほとんどの動物園では一つの施設のたった一人か数人の獣医で本当に貴重な動物の命が大きく左右されている。治るものも治らないし、アニマルウェルフェアを損なっているような現状、貴重な動物の命をないがしろにしている現状があると思うんです。円山動物園の獣医さんがその苦悩があると、それはやはりひとえに専門職としてずっとそこを極めてきたばかりの集団ではないので、みんながみんな悩みながらやっているのはわかります。一方で技術的なことに目を向けると、その質問の中にあつたような麻酔管理というのは、動物園の獣医であれば、専門的な視点を持っていれば、しっかりと情報や技術や経験が蓄積されているべきであり、今の状態で動物の麻酔をどうするかということ全国に聞かなければいけない現状はやはり問題があるのではないかと考えます。だからこそ人にとっても動物にとっても幸せな動物ファーストな動物園を目指していく上では、高いレベルを求めていく必要があつて、異委員もおっしゃつたように努力規定ではなくて責務として動物園条例の中に入れていくべきだと思います。専門医に関しては、今のところ日本の動物園の獣医の中でも、持っている人間がいる動物園というのはわずかで、たぶん3つか4つくらいしかないんですね。そういう高みを目指すということは努力規定になるかもしれませんが、例えば文言としては数年以内に日本野生動物医学会の専門医を目指すこと、そのためのトレーニングを動物園はサポートしていくという文言をいれるかどうかわかりませんが、専門医に関してはそういうトレーニングを行つて、数年以内を取つていく努力を行うという区分けができればと思います。ちなみに私が動物園、水族館の医療を、アニマルウェルフェアを向上させるため、それがまた人と動物の共存や生物多様性の保全につながっていくようなことを目指す団体、一般社団法人未来を創る動物医師団として作っていますけれども、全国から多くの動物園水族館、あるいは野生動物に興味のある獣医学生が入ってきています。50人くらいに達しているのですが、中には札幌市円山動物園に就職を意識するような北大だったり酪農大だったり北海道の獣医学生もいるんですが、彼らに話を聞いていると異動のある動物園というのは、将来を考えるとせつかく入つたのに他の全然関係のない部署にいつて自分のやりたいことをやれないのは問題である、だからちょっと敬遠する、躊躇する。一生動物園水族館でやっていけるところを選ぶ可能性があるということを行っています。そう考えると有能なやる気のある熱意のある人材を確保できないデメリットがでてくる現状のシステムだと思

ますので、そういったことも優秀な人材確保、つまりそれが円山動物園の健康管理、アニマルウェルフェアにつながって、ひいては円山動物園自体が日本の中でも世界でも動物園としてしっかりとした保全だとか研究だとか、あるいは人々にその動物のことを伝える、その後にある生物多様性の保全だとかにつながっていくということを実践していく上では、基盤になるのではないかと思います。以上です。

○金子議長 ありがとうございます。今の福井委員のご発言と事務局の案を見ていただいてご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—チャット—

●遠井委員 職員の項目に、専門医を追加しては？

●佐藤委員 動物園条例ができれば飼育専門員と専任獣医の配置の根拠になりますか？

●遠井委員 人材育成と配置の根拠を明記するとすれば、動物福祉と職員にまたがる項目が必要になるのでしょうか？

○黒鳥委員 福井委員のいうことはよくわかりますし、ぜひ専門獣医というのを作ればと思っています。私もずっと飼育の方にいまして、飼育と獣医というの是一緒にやっていくもので、獣医が変わるたびにやることもしょっちゅう変わっていくこともありましたが、それは大切なことなんです。獣医以外に、飼育の方で言いたいのですけれども、飼育の方も全く同じで、私は類人猿をずっとやっていたけれども、ゾウとか類人猿とかですね、本当に3年くらいで良く変わってしまう、人がころころ変わってしまうと、ただ展示してただ餌をやっている感じで、それから先にまた振り出しに戻ってということをやっていると、最近人もどんどん変わって、全国的に長期でやっている人が少なくなっているんです。ゾウは大きな事故につながるということもあるんですけれども、ある程度のそういった類人猿とか爬虫類とか鳥とか、ある程度の大枠は分けたほうが良いのではないかと前から思っていました。アメリカあたりだと、担当者というのは動物園の中でも異動、例えばよく会議に行っても園で変わっているんです。動物園の類人猿担当だったら、類人猿の中で全米を動いていたり、中でよほどのことがない限りは他の動物には変わらないんですね、そういったところで話がどんどん進んでいくんですけど、日本の場合にはすごくそれが難しい状態になっています。

それと今いろんな全国的なネットワークの中で、私もやっているのが、ツイッターの類人猿のオランウータンとチンパンジーのメーリングリストに入ってますし、そこは若い人とか、獣医師も入ってますし、研究者も入ってます。そこでいろんな悩み事とか、特に新人4、5月というのはいろんなことを聞いてきて、そこでテクニカルなこととかいろんな人が話す、僕もAZAのアメリカのメーリングリストに入っていて、類人猿の疑問を持ちかけると、一晩眠って朝になると、アメリカ、ヨーロッパからいろいろな情報が入ってくる。そういう面で助かっているわけですが、そういう面に対しても国内にしましても、確かに動物園獣医をなんとかしてもらいたいんですけれども、飼育の方でもやはりそこら辺の専門性をしっかりして、ある程度若い人の新人教育なり、マニュアルとかいろいろあ

るんですけども、そこら辺のこともちょっと取り入れてもらえればと思っています。

—チャット—

●佐藤委員 事務局案の職員とは、すでに勤務している人の義務と読みました。専門性の高い職員を採用しなさい！という規定は作れますか？飼育員がさらに専門性を高めて、担当生物から移動しないことが実現できると良いと思います。

●諸坂委員 今の黒鳥委員のご意見を規定に反映することに賛成のうえで、「国内外の動物福祉、域内保全等の調査研究への積極的参画に関する事項」を追加すればいいと思います。

●福井委員 高水準の獣医療とアニマルウェルフェアは相関、種の保存、研究などすべての活動基盤となります。したがって、今回のウッチーが十分な質の健康管理・獣医療を受けられず、亡くなった事例を動物園条例という形にしなければなりません。動物園獣医の専門職化、優秀な熱意のある獣医師の確保は、札幌市円山動物園の未来を担う最重要課題の一つと考えます。

—————

○金子議長 ありがとうございます。他、ご意見ありますでしょうか。佐藤委員、ご意見お願いしたいと思います。

○佐藤委員 ちょっとメモを書いたのですが、ここに載せられている条例案は、すでに勤務されている方の義務と読んだのですが、それでよろしいですか。

○事務局（森山調整担当係長） 動物園にいる職員のことを書いています。

○佐藤委員 そうですよね、ですから専門性の高い職員を採用しようということは、2章の義務規定にしかないということですよね。

○事務局（森山調整担当係長） 職員の配置に関しては、市長の義務として職員の項目の4番目のところに書いています。

○佐藤委員 こうでなければならぬとなっているので、これをもうちょっときつく縛るといことは条例として可能なんではないでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） それはもう少し市役所内部で検討しなくてはならないことですが、検討部会の中で入れるべきだという話を議論いただければと思います。

○佐藤委員 はい、わかりました。

○金子議長 事務局としてはなかなか言いづらいところもあるかと思いますので、部会の中で、専門職の獣医は必要だ、あるいは動物専門員との連携できるような組織が必要だということを盛り込むべきだという強い意見が出れば、条文の方もそれを踏まえて事務局も市と協議いただく流れになると思います。ですので、部会としては強くその辺を要望するという形がよろしいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

—チャット—

●遠井委員 4項、5項が弱いように思いました。今のお話を踏まえて、専門的知見を有する飼育員、動物専門医に該当する職員を入れることには、どのような課題があるのでしょうか？

-----

○遠井委員 すみません、基本的には金子議長の提案に賛成です。コメントにも書きましたけど、4項5項の書き方が弱い気がするので、専門的な知見を有する職員とか、専門医とかってことを入れる方向で考えていただいたほうが良いと思いました。先ほど黒鳥委員のお話を伺って思ったんですけど、高い水準の動物福祉基準を実践するためには、制度を作ることも大事ですが、そこに専門性の高い方がいれば、その方は外部のネットワークをもっているんで、最適の対応をできることもあり、制度を作ると同時に専門性の高い人を配置することが非常に重要だと思いました。この点を踏まえ、専門性の高い飼育環境を作るのであれば、人の配置は重要だと思います。

○金子議長 ありがとうございます。それではここについては、部会の総意として専門性の高い職員を配置する、それから外とのネットワークをきちっと作れるような組織化を目指すべきだという意見があったということは、部会として決めるような形でもよろしいですか。

ーチャットー

●諸坂委員 委員長の意見に賛成。

●佐藤委員 委員として、きつく強くお願いします。

●福井委員 札幌市円山動物園の獣医の学術研究の成果について、飼育技術者研究会や日本野生動物医学学会での研究発表の数が少ない傾向があります。動物園水族館では、貴重な動物を前に、保全研究や動物福祉研究も重要ですから、専門性の高い人材の確保は基盤です。

●伊勢委員 賛成です。

●遠井委員 賛成です。

●黒鳥委員 福井さんのように動物園からの研究ももっと出すようにしてもらいたいです。海外にくらべ研究面もどンドン外に出るとか弱いですね。発表するとか投稿をしてもらいたいです。

-----

○金子議長 はい、ありがとうございます。それでは、ここについてはもう少し強い表現にさせていただいて、市の方と大変だと思えますけれども、交渉をお願いしたいと思います。それでは、職員のところはこれでよろしいでしょうか。何かあればメールでお願いしたいと思います。

あと、一つプラスが残っておりまして時間もだいぶ過ぎておりますので、先にいきたいと思います。それでは、次の市民動物園会議についてです。こちらについては、平成26年度までは動物園の基本構想に沿って運営されているかを審議する機関として設置されておりましたけれども、今は広く運営方針について審議する機関として位置付けが変わっております。私もそうでしたし、佐藤委員、巽委員も市民動物園会議のメンバーとして関わってきたということがあります。それを今回条例の中にきちんと位置付けて、動物園の運営が条例に基づいて実施されているかどうかを審議するという機関とするということです。

けれども、これについてご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○遠井委員 すみません、時間もないので、気が付いたことだけ言っておきます。一つは今おっしゃったように会議の任務がもともとの設置条例のものから今拡大をして、特に今動物福祉も含めてかなりダイナミックな運営になっていくのであれば、任務の内容を何か明記していただいた方がわかりやすいのではないのかなというのと、気になったのは評決が入っていないので、評決手続きってというのは、規則が別途あるということなんでしょうか。実際にもし形式的な評価だけではなくて、かなり立ち入った形で審議をすることになると、審議で意見が分かれて最終的に機関決定をどうするかみたいな話になると思うのですが、評決手続きってというのが条例の中になかったもので、そうしたものが別途あるのであればいいのですが、どうなのかなと思いました。

○諸坂委員 今の遠井委員のご意見に対してなんですけれども、この条例では設置根拠規定になると思うので、これを根底に設置して、もう一つ市民動物園会議運営規程みたいなものを作って、そこで評決規程とかを設けていくという方がよろしいかなと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局から補足です。今の評決とか会議の運営については諸坂委員もおっしゃったように8項のとおり、別に市長が運営について定めるというつもりになっていまして、この中で定められることとなります。

○金子議長 よろしいでしょうか。その他ご意見はありませんか。それでは、最後の基金について、今先ほどのものを画面共有で出しました。追加で説明があったものですが、基金の項目の追加についてご意見はありますでしょうか。特になければ盛り込むということで進めてもらうような形で思っていますが。佐藤さん、聞こえていますか。

○佐藤委員 はい、基金の財政的基盤はどうするのでしょうか。

○金子議長 事務局から説明してください。

○事務局（森山調整担当係長） 基金について具体的な運用についてはこの条例で設置することが決まってから考えないといけないので、今の段階で何か見えているものがあるわけではないです。ただ、札幌市には他に基金というものがたくさんありまして、その事例と同様だと思っているのですが、動物園のホッキョクグマの保全活動に寄付しますという入り口があって、そのお金が入るお財布が基金になっていく。入ったお金を使ってホッキョクグマの保全に係わる事業に支出していくという流れが想定されます。ちょっと具体的な事例があまり出せないですが、参考までご説明いたしました。

○金子議長 ありがとうございます。佐藤委員よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はいわかりました、ありがとうございます。

○金子議長 画面出ていますか。

○佐藤委員 はい出ています。

○金子議長 これが追加分としての基金のところの項目になりますが、これにつきまして何かあればご意見お願いしたいと思います。無ければ追加という形で条例案に加えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—チャット—

●諸坂委員 時間がないので、コメントのみとします。「職員」のあとに、「リスクマネジメント」とか「危機管理」に関する規定をおくべきかと思います。具体的には、事前事後マニュアルの作成と実践、評価に関する規定です。そしてこの点は、今般の新興ウイルスへの、予防原則に基づくマネジメントなども書き込めます。我が国、最新の設計になるかと思います。

基金、賛成。

●遠井委員 賛成です。

●巽委員 基金の設置については賛成です。

●伊勢委員 基金、賛成です。

●黒鳥委員 基金、ぜひ入れてください。東京でもゴリラ基金というのがあります。

●佐藤委員 市民の関心が寄附という形で具体的に集まればよいと思います。

●福井委員 安楽死について

動物愛護管理法では、動物を殺す場合の方法に係る国際的動向の考慮としており、動物を殺す場合の方法として動物の殺処分方法に関する指針を定めています。国際的動向では、米国動物園水族館獣医師協会AAZVのガイドラインを参考にすべきになります。獣医学教育モデル・コアカリキュラムでは、安楽死の倫理と技術について解説しており、国家試験にも出題されています。

種の差はありますが、基本的な倫理や技術は共有しますので、専門性を持って基礎を押さえておけば、あとは種ごとに応用すればよいです。

外部諮問機関として「動物福祉科学委員会」のような設置してセカンドオピニオンを求めるのが良いと思います。よろしければ、私もサポートさせていただきたいと思います。

今、盛岡市動物公園では、安楽死を考慮する症例毎に、現場の獣医師から、未来を創ろうぶつ医師団の私にセカンドオピニオンを求め、協議してから実施し、その後、検討会を行っています。日本でも、このようなことが当たり前になればよいと考えます。

●巽委員 そのような流れが作ればいいですね。

●福井委員 そうですね！！

●黒鳥委員 安楽死問題、あと人工飼育問題など考えなくてはなりませんね。

○金子議長 それでは、だいぶ時間が過ぎてしまいましたが、今日ご意見をいただく第3章の部分については終了という形になりますが、全体を通してご意見ございますでしょうか。

○佐藤委員 すみません、最後に一つ印象なんですけれども、いいでしょうか。この集まりで話した熱に比べて、先ほどの動物福祉の項目が若干あっさりしているかなという気がしました。いろんなご意見あったんですけれども、ここのところをもうちょっと具体的に円山動物園はここをととても大事にしていくんだということが伝わるような案文が作っていただければ大変うれしいと思いました。

○金子議長 ありがとうございます。ぜひそうしてほしいなという風には思います。よ

ろしいでしょうか。だいぶ貴重なご意見をいただいたかと思っておりますので、事務局の方で取りまとめて次回に反映していただきたいと思っております。意見が無いようであれば、これで今日の議事は終了したいと思っております。事務局の方にお返しいたします。

これで終了したいと思っております。事務局へ進行をお戻しします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 本日もみなさまお疲れ様でした。事務局から3点ほどご連絡させていただきます。1点目、次回以降の日程についてでございますが、現在日程調整中でございます。これにつきましては、追ってご連絡させていただきたいと思っております。2点目、議事録ですが、前回同様、事務局の方で記録動画から文字起こしをいたします。ご発言内容について確認させていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。3点目、Teamsの関係は森山係長からよろしくお願ひします。

○事務局（森山調整担当係長） 3点目で、今日Teamsというアプリケーションを使って行いましたが、今日入ったチャットを振り返って見ることができないゲストユーザーで入っている形だと思うんですね。なので、振り返って見たいというご希望があれば、こちらでIDとパスを登録していただき、それでアクセスしていただければ見れるようになりますので、できれば全員の方がそのようにアクセスしていただければ、次回からそういう形で会議の設定をすることができるので、その辺も後ほど確認したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

先ほど日程について調整しますということでお話ししましたが、一昨日までに日程をいただくことにしたのですが、まだいただいていない方もいらっしゃいますので、できる限り早めにいただければと思っております。現時点での予定なので、決まっていないところもあるかと思っておりますが、その中でも決めて予定していかないと会議もできないかと思っておりますので、現時点での予定で申し訳ないですがよろしくお願ひします。

また、以前に第1章、2章の内容に関してご意見を確認いただいて、書き足りない部分、言い足りない部分があればそれをいれていただいて返信してくださいとお願ひしていたものがあつたかと思っております。今日いただいた意見、素朴なご質問もあつたかと思っております、そういったものも含めてお送りしているエクセルファイルに書き込んでご返信いただければと思っております。

○事務局（佐々木経営管理課長） それではこれで本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（「ありがとうございました」「お疲れさまでした」との声あり）

以 上